

4 教育・研究指導の内容・方法と条件整備 (3)

国内外における教育・研究交流

1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

[現状の説明]

国際化に対応し、国際交流を推進しなければならないことは、学内ではおおかた認識されているが、「基本方針」として明確化されるにはいたっていない。個々の教員、あるいは専攻ごとの理解に基づいて「対応」と「交流」が実践されているのが実情であるが、その理解の仕方はかならずしも一様ではない。

[点検・評価]

「国際化への対応」と「国際交流の推進」を、具体的には留学生の受け入れと送り出しの問題、と限定して考える人もいる。そして、これまで、アジアのいくつかの国からの留学生を受け入れ、逆に欧米のいくつかの国へ留学生を送りだしてきた。とはいえ、学部レベルの教育交流と大学院のそれとの区別がはっきりしていないと思われる場合もある。

[改善の方策]

大学院レベルでの「国際化への対応」「国際交流」とは何なのか、共通の理解をもち、そのうえで基本方針の明確化をはかっていきたい。

2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

[現状の説明]

教育研究交流を緊密化させる目的で、これまでとられてきた措置は以下の通りである。

外国人客員教授の招聘を制度化。

修士・博士課程における外国人学生の積極的受け入

れとそのための奨学金制度の設立、及びサポート体制の確立。

研究所を拠点とする外国人研究者の受け入れ。

在学生の国外の研究機関への留学・交流支援。

外国人（ネイティブスピーカー）を専任教員として採用。

教員の海外研修に関する支援

[点検・評価]

外国人客員教授の招聘制度は、日本学術振興財団の招聘制度に準ずる待遇であり、国際的に第一線の研究者を招聘し、本学教員との研究交流を可能にする制度であり、大きな成果を上げている（具体的には下記の3）を参照）。

外国人留学生は、これまで修士課程で1人、博士課程では1人受け入れてきた。サポート体制としては、平成15年度より国際交流センターを設置、学部生のみならず、大学院生の生活支援もおこなうようになった。なお留学生の最大の問題は、日本語能力であることから、受け入れの中心である言語文化専攻の日本語圏からは、学部生を主たる対象としてではあるが、日本語習得のためのコースや専任教員の配置がのぞまれている。

人文科学研究所がこれまでに2名の客員所員を受け入れている。その他の研究所（キリスト教文化研究所、言語教育研究所）も受け皿として機能することが可能であり、問題はこのような受け入れ機関の存在を、いかに国外に発信するかにかかっている。

長期の留学は、修士課程の修了後に希望する学生が多い。在学中はむしろ、国外の図書館・研究機関に調査・資料収集のための短期の渡航となることが多い。また、国際学会での発表を行なったケースもある。留学・海外調査・国際学会参加は、いずれも費用のかかることであり、個々の希望者への対応とならざるを得

ない。

外国人の専任教員として、現在、英語圏には2名、スペイン語圏には1名の外国人専任教員が在籍しており、ロンドン大学（イギリス）、アルバータ大学（カナダ）、グラナダ大学（スペイン）などの大学と、国際学会や国外研究拠点として、緊密な連絡をとっている。また学生の留学先として、これらの大学への橋渡しも行ってきた。

教員の海外研修に関する支援は多様なかたちで存在するが、本学独自の支援に関しては、おおむね適正に機能していると判断される。

「特別研究休暇に関する規程」や「海外研修出張旅費規程」に則り、国内外で教育研究に従事できる条件が示され、その適用を受ける教員及びその人数等の枠が、下のように定められ、その決定については、「特別研究休暇に関する規程」ないし「海外研修出張旅費規程」によって審議されている。

[改善の方策]

客員所員について、人文科学研究所からは、受け入れ体制の整備が必要であると指摘されている。客員所員の待遇に関する規則の細則を定め、受け入れに関しては契約書を交換するなど、早急な制度の整備が求められる。

学生の留学・海外調査・国際学会参加などを推進し

ていくのであれば、そのための奨学金獲得を支援する必要がある。

3) 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

[現状の説明]

海外大学院と本学大学院間の組織的な教育研究交流というものはまだ行なわれていないが、学部生を中心的な対象とした教育研究交流あるいは国外留学制度は整備されており、そうした整備ののっとり提携している大学の大学院に留学することは可能である。

国内に関しては、聖心女子大学・白百合女子大学及び本学の間で、「カトリック女子大学大学院委託生又は委託聴講生に関する協定書」が交わされていて、カトリック女子大学三大学の間の委託生制度が確立している。この制度が有効に機能していることは、「2 単位互換、単位認定等」の中の「1）他大学大学院研究科との単位互換方法の適切性」の項（232 頁）に既述した通りである。

[点検・評価と改善の方向性]

学部レベルでの国際的な教育研究交流は国際交流センターを中心に相当の基盤を整えているとともに個人レベルでの教育研究交流も相応に活発に展開され

表 4-1 教員の海外研修の支援に関する諸規程

名称	助成者	助成対象者	助成件数	助成額	助成内容	申請期日	担当	備考	
特別研究 期間	清泉女子 大学	勤続 3 年以上 の専任教員(適 用後 4 年を経 過しない者を 除く)	在外研究 1 年以内 1 名 (6 か月以内の 場合 2 名)	6 か月超 1 年以内 300 万円 3 か月超 6 か月以内 170 万円 3 か月以内 100 万円	特別の研究のための調査費、受講料その他の必要経費並びに海外渡航に関する交通費及び滞在費(1 日 11,000 円)。	前年 6 月 末日	人事		
			国内研究 1 年以内 1 名 (6 か月以内の 場合 2 名)	6 か月超 1 年以内 60 万円 6 か月以内 30 万円 ※上記は支給限度額					特別の研究のための調査費、受講料その他の必要経費並びに国内出張旅費規程に定める交通費及び宿泊料。
			在外又は国内	6 か月以内 1 名					
海外学会 参加出張	〃	専任教員	8 名以内	40 万円以内 (1 件当たり)	海外出張旅費規程に定める交通費、宿泊料、日当及び必要経費。期間は学会の参加に要する期間。	出張日の 2 か月前	人事	出張申請は一人につき 1 年度 1 回とする。	
海外研究・研 修会等 参加 出張	〃	勤続 2 年以上 の専任教職員	2 名以内	交通費のみ	海外で調査研究に従事又は海外で開催される研修会等に参加。期間は 2 か月以内。	出張日の 2 か月前	人事	帰国後 3 ヶ月以内に海外出張報告書を提出すること。	

ていることから、大学院でもまずは研究科委員会内に国際交流委員会的なものを立ち上げ、この機関を中心に国際交流センターとも緊密な連携を保ちながら、海外研究者の招聘、シンポジウム、あるいは講演会の企画と実施、院生の留学の支援、国際共同研究の展開等を考えていってよい時期であろう。

4) 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

[現状の説明]

外国人客員教授の招聘は、平成10年度より制度化された。日本学術振興財団の招聘制度に準ずる待遇であり、国際的に第一線の研究者を招聘し、本学教員との研究交流を可能にするものである。支給内容は往復旅費、最長1ヶ月までの宿泊費と日当、国内調査旅費、研究費など（外国人客員教授の招聘に関する内規を参照）。

制度化に先立って、2件の招聘がおこなわれた。

平成8年度 スペイン語圏が中心となって、国際黄金世紀学会元会長マルク・ヴィッツ博士（トゥルーズ大学）を招聘し、集中講義『スペイン黄金世紀の演劇』（12回の授業）と公開講演会1回を開催した。講義には、本学大学院生や学部生が単位取得のために登録したほかに、本学および他大学教員も聴講した。

平成9年度、国際黄金世紀学会副会長（招聘当時）、スペイン民衆文芸の第一人者であるマリア・クルス・ガルシア・デ・エンテリャ博士（アルカラ・デ・エナーレス大学）を招聘。スペイン語圏がコーディネートを担当したが、豊かな学術交流の成果はより多くの人びとと共有されるべきとの考えから、日本語圏との共同プロジェクトとした。また講義ではなく12回の連続講演会の形式をとってすべて公開とした。また、本学日本語圏には民衆文芸を専門分野とする研究者が存在することから、本学専任教員5名（日本語圏3名、スペイン語圏2名）とガルシア・デ・エンテリャ博士を基調報告者とするシンポジウム『民衆文芸—スペインの場合・日本の場合—』を同時通訳つきで開催した。

上記2件の招聘経験をもとに、「外国人客員教授の招聘に関する内規」が作成され、招聘が制度化された。

平成11年度には、この制度による初回の客員教授として、マサチューセッツ・アマースト大学の比較文学教授マリア・フレミング・ティモスコ博士を招聘し、英米の現代文学の作家を中心に、12回の連続集中講義を行った。うち2回は公開講演とし、好評を博した。

平成14年度には、スペイン語圏のコーディネートに

より、スペイン黄金世紀文学の権威として世界的に著名なホセ・マリア・ディエス・ボルケ博士（マドリッド・コンプルテンセ大学教授）による連続講演会『スペイン黄金世紀の文学と社会』（12回）を開催した。演劇・詩・散文の3ジャンルに各4回の講演を振り当て、その内容は日本で初めて扱われるテーマを多く含んだ刺激的なものだった。学外からも多数の参加があった。

[点検・評価]

着実な経験をもとにつくられた外国人客員教授招聘制度は、質の高い招聘を実現しているという点では、適切に運用されているといえる。一方で、制度化後の5年間で2件という件数を、もっと増やせないものかという指摘はありうる。

制度がありながら毎年1件の招聘が行われない理由は、コーディネートを担当する人員が少ないことによる。制度に基づく招聘といえども、実態は「人が人を招く」のであり、企画成立までのやりとりから受け入れまで、招聘学者の信頼を得たコーディネーターに業務のすべてがかかるのはやむをえない（日本学術振興財団が外国人研究者の招聘を個人申請としているのはまことにもっともなことである）。

制度の活発な運用のためには、コーディネートができる人員の養成と、その業務にたいする適切な評価が必要であろう。また、招聘を行ないたいと考えているが、教員が多忙すぎて実現できない、との声が多く聞かれた。全般的にいえることだが、教員が本来の業務である教育研究に必要な時間を割くことができるような配慮が必要であろう。

研究所を拠点とする外国人研究者の受け入れについては、人文科学研究所がこれまでに2名の客員所員を受け入れている。その他の研究所（キリスト教文化研究所、言語教育研究所）も受け皿として機能することが可能であり、問題はこのような受け入れ機関の存在をどう国外に発信するかにかかっている。

[改善の方策]

外国人研究者の受け入れ経験をもつ人文科学研究所からは、受け入れ体制の整備が必要であると指摘されている。客員所員の待遇に関する規則の細則を定め、受け入れに関しては契約書を交換するなど、早急な制度の整備が望まれる。

5) 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

[現状の説明]

学生が研究成果を発信する場として、『人文科学研究科論集』がある。毎年、年度末に刊行されており、2002年度の第8号には、12点の論文が掲載された。

教員の教育研究の成果の発信の場としては、大学及び各研究所の紀要がある。ちなみに『清泉女子大学紀要』は、2002年度に50号が刊行され、論文は6点ほど掲載されている。また同年度の人文科学研究科の紀要『人文科学研究科紀要』（24号）では4点、キリスト教文化研究所の紀要『キリスト教文化研究所年報』（第11巻）では5点の論文が掲載された。これらの紀要のほかに、教職員・卒業生・本学に縁ある外部の方々との知の交流を果たす親睦教養誌『清泉文苑』が人文科学研究科から刊行され、本学の一側面をよく表現している。その他、教員にとって、国内外の学会・学術誌への投稿も、重要な発信の場となっていることは言うまでもない。

[点検・評価]

修士論文の提出数と対比すると、大学院の論集『人文科学研究科論集』に掲載されている論文の点数はやや少ない。学会等への発表は、博士課程の学生を中心にもう少し積極的に行う必要がある。

大学院の専任教員数から見て、外部（国内外学会・学術誌）へのさらなる発信がのぞまれる。国内外の研究機関との共同研究への参加も期待されよう。

本学が主催する学術事業の公開も外部発信の機会と位置づけられる。外国人客員教授による公開講演会等。平成14年度ディエス・ボルケ博士の連続講演会は、2学会（日本イスパニヤ学会・地中海学会）及び関係大学への広報をおこなった。外部研究者の参加状況から判断すると、発信の効果があつたと言える。

[改善の方策]

外部発信への環境や、研究者としての意欲を高めるためにも、教員を含め、大学院生と修了生の研究発表のための組織や例会を整えていく必要がある。

また本学が主催する外国人客員教授による公開講演会等では、講演要旨を冊子として配布することもめざしていきたい。

6) 国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

[現状の説明]

国際的な教育研究交流、学術交流を支援する措置として、学部学生には、「国外留学規程」「国際交流委員会規程」「国際交流基金規程」「国際交流基金奨学金規程」「国際交流基金奨学金規程運用内規」などの諸規程が用意され、学生の海外留学に関する基本事項やその経済的支援が行われている。しかし、これらの諸規程には大学院生が包み込まれておらず、本学への大学院留学生に対しては奨学金の手当てが規程に基づいて行われているが、本学大学院生の海外留学に対する奨学金の給付規程は整備されていない。海外留学を希望する者は育英会等外部の奨学金に依存しているかたちである。

ただし、平成15年4月からは国際交流資料室を発展させた国際交流センターが設置され、専属の国際交流コンサルタントが、大学院生を含む学生の総合的な留学相談に応じ、留学を支援している。

本学では国外留学制度によってイギリス・スペイン・アメリカ・カナダ・アイルランド・オーストラリア・メキシコ・中国などの提携大学に留学が可能であり、特にイギリス・スペインを中心とした17の大学とは緊密な交流関係を有し、留学先では提携大学の斡旋、あるいは本学国際交流コンサルタント、本学教員の尽力によりホームステイや寮での生活を送ることが可能になっている。そうした現地での生活体験をしながらの語学修得と共に、提携大学での語学履修をはじめ院生の専攻領域に対応する授業の履修が可能であり、学術的側面でのコミュニケーション能力の育成・向上に役立っている。また学部生を中心的な対象として行われている海外研修プログラム（夏期海外語学研修&ホームステイ〔アイルランドコース・イギリスコース・オーストラリアコース・カナダコース〕、春期海外語学研修&ホームステイ〔アイルランドコース・イギリスコース〕、スペイン語学研修旅行・ヨーロッパ研修旅行・異文化体験学習〔インド・フィリピン〕、春カナダホームステイ語学研修、夏カナダ〔コンコルディア大学英語セミナー〕に参加することも可能である。また世界からの受講者の集まるカナダ・モントリオール市にあるコンコルディア大学生涯学習センター語学研修所が実施している英語学集コースをほぼ現地で行われているコースのままに同研修所の教員が本学で集中的に実施する語学研修講座である、コンコルディア大学英語集中講座も開設されていて、本学で居ながらにしてコンコルディア大学の語学研修を受ける道も用意されている。

[点検・評価と改善の方向性]

在職教員 52 名の小規模大学としてはかなりの努力を払っており、学生のコミュニケーション能力向上の場を用意している。しかし、学部生に対して整備されている奨学金給付諸規程に大学院生が排除されていることは、今後、早急に是正すべき問題点であろう。2年間で修士の学位の取得を目指す院生には修士課程在学中の留学はかなりの困難なようで、大学院修士課程在学中の留学は必ずしも多くない。これには、いくつかの事情が考えられるが、その中の一つには、留学による休学期間中の学費問題が存するようである。より一層の配慮を払うとすれば、留学による休学期間中の学費免除を行うことであろう。今後の検討課題の一つである。